３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
４）本工事は、技術資料等の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。
５）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式(契約)に代えるものとする。
６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
７）本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
８）本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積価格書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のために参考とする工事である。
９）本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事であり、完全週休２日（土日）の達成を前提に労務費を補正して当初より予定価格に計上している。なお、通期の週休２日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。
10）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
11）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。
12）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
13）本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）と直轄発注工事を同列に扱う試行工事である。
14）本工事は、「情報共有システムを活用した工事関係図書等の効率化、電子納品等」の適用を行う対象工事である。
15）本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。
16）本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。
17）本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。
18）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。
19）本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
20）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置できる試行工事である。
21）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

２　競争参加資格

次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「建築工事」に認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　四国地方整備局における「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること(上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。)。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成22年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１を施工した実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む。）。経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が平成22年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有していればよい。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

同種工事１とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）・イ）の要件を満たす、建築工事とする。

ア）建物用途：戸建住宅、車庫、倉庫類を除く建物用途
イ）工事内容：改修工事（外部建具改修工事又は模様替え工事を含む）、新築工事又は増築工事

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　提出する技術提案が適正であること。
⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は、余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事が出来る。

準備期間を含まない専任期間としては、令和８年４月上旬から令和９年12月下旬までを予定している。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成22年度以降に元請けの技術者として、同種工事２の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成22年度以降に元請けとして、同種工事２の経験を有していること。

同種工事２とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のウ）・エ）の要件を満たす建築工事とする。

ウ）建物用途：戸建住宅、車庫、倉庫類を除く建物用途
エ）工事内容：改修工事（工事の内容は問わない）、新築工事又は増築工事

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。